

お取引の規定の変更のお知らせ

新潟県信用組合

当組合では、政府による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にもとづき、各種規定に反社会的勢力に関する規定を定めております。

今般、以下の規定につきましても内容を変更するとともに、今まで定めていなかったお取引の規定につきましても追加することいたしました。

【規定改定日】

平成 24 年 10 月 1 日より

なお、改定日以前よりお取引いただいたお客様にも、改定後の規定を適用させていただきます。

【対象規定】

規定の変更	普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、自動貸金庫規定
規定の追加	各種定期預金規定（証書式）、通帳式定期預金規定集、定期性総合口座取引規定集、通知預金規定、積立定期預金規定、財産形成預金規定、定期積金規定

【変更および追加する規定内容】

次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座等を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払って下さい。

- ① 預金者等が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為